

解説

「二地域居住」の意義と その戦略的支援策の構想

国土計画局 総合計画課

本報告書は、学識経験者、関係省庁、地方公共団体からなる「二地域居住人口研究会」（委員長：小林勇造（株）野村総合研究所顧問）により、2005年3月に公表されたものです。

報告書の「はじめに」に以下の点が指摘されています。「これからの日本は、価値観が多様化する中で、様々な局面で国民の『選択肢』を多くしていくことが必要であると考えている。日本人の暮らし方、住まい

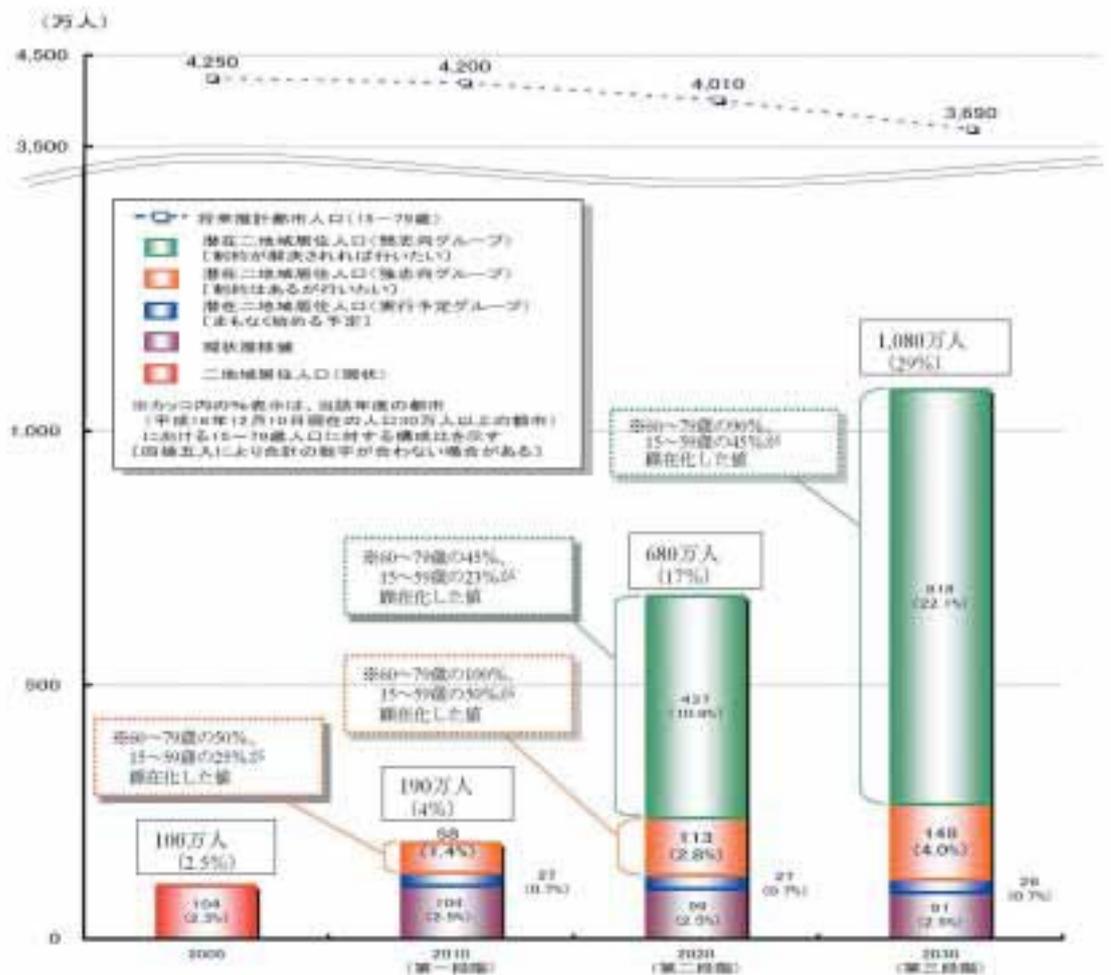
方の幅を拡げ、そのこと、農山漁村等における地域社会の再生・維持とが結びつくことが重要である。」

人口減少により、国土の中に余裕を見出せる21世紀こそ、日本の自然・文化・伝統・歴史を活かすこと、内なるグローバル化にも支えられた『新しい国のかたち』を実現することができないか、このことが報告書の眼目である。

報告書では、「二地域居住」の定義として「都

市住民が、本人や家族のニーズ等に応じて、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、農山漁村等の同一地域において、中長期・定期的・反復的に滞在すること等により、当該地域社会と一定の関係をもちつつ、都市の住居に加えた生活拠点をもち」としています。また、この定義により、都市住民アンケート調査

図1 二地域居住人口の現状と将来イメージ



結果と国土交通省国土計画局の年代別の将来推計人口により、大胆な仮定の基で「二地域居住人口」の現状推計と将来イメージを描くと、2005年で約100万人（都市人口比2.5%）、2010年で約190万人（同4%）、2020年で約680万人（同17%）、2030年で約1080万人（同29%）になるとしています（図1）。

都市と農山漁村の「二地域居住」の意義

「二地域居住」の意義としては、以下のような点を指摘しています。

1. 都市住民は、多様なライフスタイルを農山漁村で創造することが可能
2. 都市生活では難しかった書斎やアトリエ、音楽演奏室などの個人所有が実現
3. 農山漁村の側でも、一定規模の消費需要、住宅需要を創出、地域コミュニティ活動や地域文化活動の新たな担い手の増加
4. さまざまなケア等の生活面や震災などの災害に対するセーフティ・ネット（安全網）の役割

新たな環境変化への積極的な対応

今なぜ、「二地域居住」を中心とした本構想が必要なのか。現時点では、以下のような新たな環境変化に積極的に対応していく必要があると考えています。

1. 2007年から始まる「団塊の世代」の大量定年（約700万人）は確実、潜在的な需要は十分大きい
2. インターネットの急速な普及による情報提供環境の整備とさまざまなNPOの出現
3. 大幅な人口減少や急速な少子高齢化の進行による、農山漁村の地域コミュニティ内での危機感の高まり
4. 都市住民の農山漁村居住にとって、都市の拠点を残すことの重要性も再認識

具体的な施策の方向

具体的な施策の方向として、以下のような点を指摘しています。

1. 多様なライフスタイルを実現することが可能な社会システムへの転換

新たな休暇制度、就業制度（隔週週休二日制、兼業禁止規定の緩和）

都市・農山漁村間の交通費負担の軽減策

地域づくりのための寄付金制度等の活用と拡充

（ふるさと寄付金控除、各種オーナー制度）

2. 「二地域居住者」の費用負担の検討（住民税、三処理の有料化）

農山漁村と都市のニーズを効果的に組み合わせるための社会システムの構築

都市と農山漁村を結ぶ共同の情報発信アンテナショップなどの設置（ふるさと回帰支援コーナー）

地域におけるワンストップ情報支援センターの設置

「二地域居住」促進などへの取組み・支援の状況

【国の取組み】

- 国土交通省国土計画局「二地域居住」の意義とその戦略的支援策の構想（2005年3月）。
- 国土交通省国土計画局「地方公共団体（市区町村）等に関わるインターネット住民等の「情報交流人口」の実態調査報告書」（2005年4月）。
- 官房副長官、農林水産省、国土交通省など関係省庁（8省庁）の副大臣で作る「都市と農山漁村の共生・対立に関するプロジェクトチーム」報告書において、「二地域居住」についても言及（2005年7月）。
- 国土交通省国土計画局「異質文化交流と日本の活力に関する研究会報告書」（2005年10月）。

【都道府県の取組み】

- 北海道「首都圏からの北海道への移住に関する意識調査」を実施（2005年3月）。
- 福島県・茨城県・栃木県：21世紀FIT構想推進協議会において「二地域居住」促進のための専門の部会を設置（2005年10月）し、検討中。
- 新潟県：中山間地域活性化のための「いしがた田舎暮らし推進協議会」を設立（2005年5月）し、活動中。
- 高知県：「NPO法人高知県ふるさと回帰センター」を設立（2005年6月）し、活動中。
- 宮崎県：「大都市圏から地方への人材移転を促進するための制度の創設」を要望（2005年6月）。

【NPO・民間の取組み】

- NPO法人ふるさと回帰支援センター。「ふるさと暮らし情報センター」を銀座に開設（2005年4月）。「ふるさと回帰フェア2005」を開催（2005年9月）。
- 株式会社JTB：「二地域居住」のビジネスモデルについて検討中。

【新潟県】

中山間地域の活性化を図るため、特区等の規制緩和や体験交流の拡大を活用した「仕事おこし」の策を講じて、地域復興・再生に取組み、人材を育成し、新規就業者等の受け入れ、その促進などを図るため「いしがた田舎暮らし推進協議会」を設立し、事業を展開している。

【福島県】

「週末田舎暮らし」、「二地域居住」の促進や都市圏の通勤者を地域の活性化に活用するため、「第二の故郷ふくい定住促進事業—あなたの田舎に立候補します—」を立ち上げた。また、県が主催した市町村との協議会などを開催している。

【兵庫県八千代町】

源在型市民農園（クラインガルテン）を整備し、神戸、大阪の都市住民が週末に菜園づくりなどの「農」を楽しむための生活を提供している。

【高知県】

移住希望者を対象とした農林漁業研修や不動産情報提供などを通じて、都市生活者の「ふるさと回帰」を支援するためNPO法人「高知県ふるさと回帰支援センター」を設立した。

【鹿児島県南洲市】

定住を目指した移住希望者のための体験型宿泊施設の整備、ロングステイ（中・長期滞在）、オースン、民間人口等の拡大に向けた取組みを実施している。

【北海道士幌町】

花材産出を促す「イノムリソート」土壌づくりによる定住・二地域居住促進事業が内閣官房都市再生本部の2005年度全国都市再生モデル調査事業で採択された。

【福島県泉崎村】

村の分譲地の300㎡以上購入者に、通勤費相当額を、3年間最大300万円を限度に村が助成している。また、情報交流人口へ取組みとして「お村民」も開催している。

【福島県、茨城県、栃木県】

三県でつくる21世紀FIT構想推進協議会は、構想実現に向けた新構想検討部会を設置し、FIT圏域で都市と農村を往來する「二地域居住」の推進について検討している。

【長野県龍岡市】

定住を目指した田舎暮らしを体験してみたい人のために、農業従事者に泊まる田舎暮らし体験などの豊富なメニューを創りだす。インターネット住民「農山漁村復興の大使」、「少しだけいいやま」、「たっぷりいいやま」（長期滞在）、「すーっといいやま」（定住）」に取り組んでいる。

【神奈川県小田原市】

新たに小田原市民となる人を対象に、新制度導入のうち自己負担額の1/2（上限5万円）を補助を募集している。通勤区間：小田原駅から東京駅、葛川駅、静岡駅

と職業紹介などの実施
 「インターネット住民」などの情報交流人口増加策の実施

3. 4つの人口（情報交流人口、交流人口、二地域居住人口、定住人口）の相互連関と相乗効果を意図した「地域計画」の策定促進

4. 情報通信技術（ICT）等の活用とコミュニティ・ビジネス等の促進

各種生活関連サービス機能の代替の促進
 「特区」等規制緩和を活用した「新しい仕事」の開発

今後の検討課題

報告書でも指摘されているように「受入側の地元住民の意識や地域の慣習等の調査」などを踏まえた、より具体的な地方における「地域計画」の作成が期待されています。

また、「国土形成計画」策定のための国土審議会計画部会「ライフスタイル・生活専門委員会」（委員長：鬼頭 宏 上智大学経済学部教授）では、「働き方」を含めた「多様なライフスタイルを実現することが可能な社会システム」への転換のための検討を行っているところです。そうした「多選択社会」のライフスタイルを実現するため、その多様性のコンセプトとして、「多業」、「近居」、「二地域居住」を取り上げています。具体的な課題としては、情報通信ネットワーク、交通費、住民税などが上げられており、今後さらに検討を進めていく予定です（図2）。

なお、「国土交通省としては、最近の地

図2 「多業」「近居」「二地域居住」のイメージ図



域における「二地域居住」に対する取組みを再整理するとともに、「国土審議会」における調査審議を踏まえ、関係省庁等とも協力しながら、上述した施策の具現化に取り組んでまいります。

都市と農山漁村の「二地域居住」への提言

多様なライフスタイルを求めて

目次

- 第1章 「二地域居住」の意義とその戦略的支援策の構想
 - 1. 「二地域居住」の意義と新しい地域社会・国民生活
 - 2. 戦略的支援策の構想
 - 3. 具体的な施策の方向
 - 4. 構想に沿った工程表（主要課題）と役割分担案
 - 5. 「二住生活社会」における地域社会・国民生活の姿
- 第2章 「二地域居住」に対する都市住民アンケート調査結果と「二地域居住人口」の現状推計及び将来イメージについて
 - 1. 「二地域居住」に関する定義
 - 2. 「二地域居住人口」の現状推計と「潜在二地域居住人口」の算出方法
 - 3. 「二地域居住人口」の現状推計と「潜在二地域居住人口」の算出
 - 4. 「二地域居住人口」の将来イメージ
 - 5. 都市住民アンケート調査結果の分析
- 第3章 「二地域居住」に関する個別事例

参考資料
 ・舞鶴市における二地域居住人口増加の経済効果
 ・「二住生活社会」における地域社会・国民生活の未来像
 ・地方公共団体（市区町村）等に係るインターネット住民等の「情報交流人口」の実態調査結果について
 ・都市と農山漁村の「二地域居住」シンポジウム
 ・委員名簿・研究会開催状況

TEL : 03-3503-7427 FAX : 03-3503-7429 E-mail : info@kok.or.jp



ふるさと回帰支援センター
 理事長・作家

立松 和平

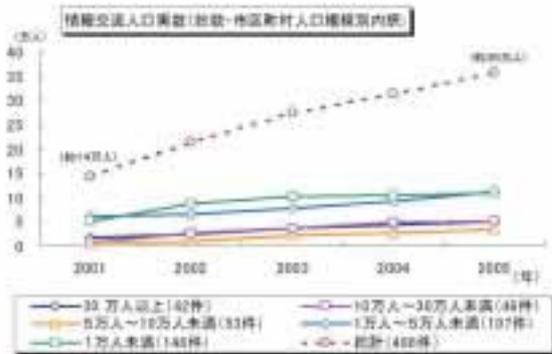
東京の繁華街の若者たちの大雑踏と、老人ばかりが数えるほど見える過疎地の農山漁村と、極端なコントラストで塗り分けられているこの国は、いったいどこに向かおうとしているのでしょうか。我々の「ふるさと回帰支援センター」では、一人一人の生き方を、もっと多様で豊かなものにできないか考えているところです。

監修 国土交通省 国土計画局
 編集・発行 財団法人 国土計画協会

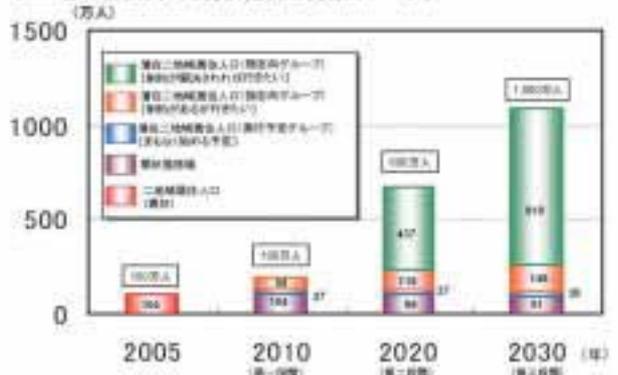
4つの人口 (情報交流人口、交流人口、二地域居住人口、定住人口) ～「一人4地域人(複属地域人)社会」～

- 情報交流人口** 自地域外に居住する人に対して、何らかの情報提供サービスを行う等、「情報交流」を行っている「登録者人口」
- 交流人口** 観光者等の一時的・短期滞在からなる人口
- 二地域居住人口** 都市住民が年間で一ヶ月以上の中長期、あるいは定期的・反復的に、農山漁村等の同一地域に滞在する「二地域居住」者からなる人口

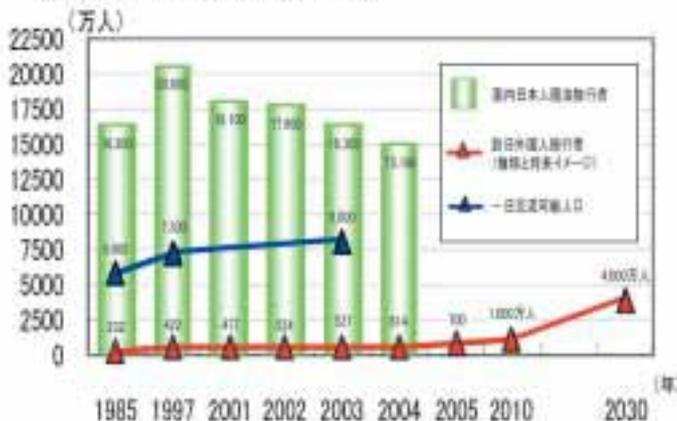
1. 情報交流人口 (推移(実数))



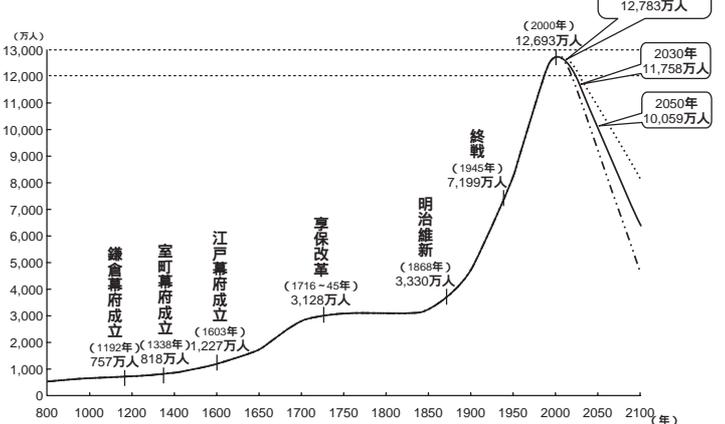
3. 二地域居住人口 (現状推計と将来イメージ)



2. 交流人口 (推移と将来イメージ)



4. 定住人口 (長期的推移)



	日本人	外国人
情報交流人口 *1	約35万人 (2005) (出典)平成16年度国土交通省調査より	-
交流人口	約1億5100万人 (2004)*2 (出典)国土交通省「観光白書」より	約673万人 (2005) (出典)国土交通省「観光白書」より
二地域居住人口	約100万人 (2005) (出典)平成16年度国土交通省調査より	約2.4万人 (2004) (滞在型の異質文化交流人口*3)
定住人口	約1億2776万人 (2005) (出典)総務省国勢調査(要計表による人口)より	約130万人 (2004) (出典)法務省在留外国人統計より【永住者等】 日本人定住人口の内数

*1 情報交流人口とは：「自地域外(自市町村外)に居住する人に対して、何らかの情報提供サービスを行う等、『情報交流』を行っている『登録者人口』と定義している。

*2 国民の国内宿泊旅行者数(延べ数)を置いている。

*3 滞在型の異質文化交流人口とは：「在留外国人統計」の中で、「教授」、「芸術」、「研究」、「教育」、「文化活動」として登録されている人口と定義している。なお、外国人の二地域居住人口としては、これ以外に「留学生」の約13万人、「ワーキングホリデイ人口」の約3600人などがある。